

令和7年（ネ）第2504号 研究不正調査にかかる損害賠償請求控訴事件

控訴人（原審原告）三宅勝久

被控訴人（原審被告）学校法人梅村学園ほか1名

5 控訴理由書（差し替え）

2025年6月30日

東京高等裁判所第14民事部 御中

控訴人 三宅勝久

10	第1 事案の概要等	4
	1 概要	4
	2 原判決の判断	4
	(1) 調査に関する判断 4	
	ア 判断枠組み 4	
15	イ 中京大学の予備調査について 4	
	ウ 武蔵大学の調査について 5	
	(2) 情報公開に関する判断 5	
	ア 中京大学 5	
	イ 武蔵大学 5	
20	(3) 武蔵大学の調査結果公表文による名誉棄損 6	
	3 審理不尽による判断の誤りがある	6
	第2 被控訴人らの調査は著しく制度の趣旨に反する	6
	1 被調査者に証明責任があること	6
	2 著しく相当性を欠く調査とはなにか	7
25	第3 中京大学の予備調査について	8
	1 「意見書」による大内の弁明は不十分かつ不合理であった	8

	(1) 示談交渉の経緯について説明がない(大内記述1・2等)	8
	(2) 朝日新聞出版社の販売停止措置について言及がない(大内記述1)	9
	(3) 原告記述1に依拠したことを認めている(大内記述1)	10
	(4) 「回収データ」の根拠が説明されていない(大内記述1)	11
5	(5) 大内記述2等の根拠の説明は不十分	12
	(6) 文章表現が類似した理由の説明がない(大内記述1・2等)	13
	ア「控訴人の記述に先行して発表した記事等がある」の破綻(大内記述1)	13
	イ「全国会議」設立以前に原告記述2は公表されている	14
	ウ 大内記述2等の表現類似について説明がない	16
10	(7) 小括	16
	2 本調査不要との結論は著しく不合理である	16
	(1) 示談交渉、出庫停止について調査をしていない(大内記述1)	17
	(2) 依拠性を認める弁明に関して検討をしていない(大内記述1)	17
	(3) 剽窃判定ソフトの結果を無視(大内記述1・2等)	17
15	(4) 回収データなど根拠が説明がない点を調査していない(大内記述1)	19
	(5) 「1兆円」「2社に委託」の根拠を調査していない(大内記述2等)	20
	(6) 大内記述2等の文章表現の類似について検討していない	20
	(7) 聞き取り調査の有無を「計算が合わない」にすりかえ(大内記述3)	20
	3 小括	21
20	第4 武蔵大学の調査について	21
	1 大内の弁明は不十分であり、かつ矛盾と変遷がみられる	21
	(1) 示談交渉の経緯について言及がない(大内記述1・2)	22
	(2) 朝日新聞出版社の販売停止について言及がない(大内記述1・2)	22
	(3) 依拠性を認めている(大内記述1)	22
25	(4) 文章表現の類似について説明がない(大内記述1・2)	23
	(5) 「回収データ」の根拠が原告記述であることを自認(大内記述1)	23

	(6) 記述根拠の説明が欠落している (大内記述 2)	24
	ア 「だいたい 1 兆円」の説明の不自然さについて	24
	(ア) 事業報告書は記述根拠になり得ない	24
	(イ) 「支援機構に確認した」との弁明は信用できない	25
5	(ウ) 「1 兆円」は誤記と認識していないとの弁明について	25
	イ 「2社に委託」の根拠の変遷、説明の不合理性	26
	(ア) レビューシートから委託業者数は読み取れない	27
	(イ) レビューシート「3枚目」と大内の説明の変遷	27
	(ウ) 「2社に委託」に関する説明は迷走している	28
10	(7) 聞き取り調査が実存した証明がない (大内記述 3)	28
	2 武蔵大学の調査の不合理さについて	29
	(1) 示談交渉、販売停止の経緯を検討していない (大内記述 1・2)	29
	(2) 「依拠性」発言を検討していない (大内記述 1)	29
	(3) 「回収データ」に関する架空の事実認定 (大内記述 1)	30
15	ア 回収データは控訴人の取材結果である旨大内が認めた事実を無視	30
	イ 調査委員の「孫引き」発言は別の意味である	30
	(4) 「選択」を読んでいないとする認定の誤り (大内記述 2)	31
	(5) 文章表現の類似に関する判断は不合理である (大内記述 1・2)	32
	ア 「執筆内容は全国会議の活動の前提」との大内発言は事実か	32
20	イ 大内記述 1 の文章表現の類似について言及がない	33
	(6) 聞き取り調査が存在しないことは明らか (大内記述 3)	34
	ア 原告記述 3 が「一括請求の事案」は調査委の創作	34
	3 小括	36
	第 5 原判決の誤り	36
25	1 被告らの調査は著しく不相応だった	36
	2 情報開示義務	37

(1) 中京大学 38

(2) 武蔵大学 38

第6 武蔵大学による名誉棄損について 39

第7 研究不正調査制度への悪影響 41

5

第1 事案の概要等

1 概要

本件は、訴外大内裕和教授（以下「大内」という）の著作に盗用・捏造など研究不正の疑いがあるとして、控訴人が被告らに対して告発を行ったところ、被告
10 梅村学園（以下「中京大学」という）は、予備調査を実施した結果、不正の疑いはなかったとして本調査不要と結論づけ、被告武蔵学園（以下「武蔵大学」という）は、本調査を実施した結果、不正等にはあたらないと結論づけたことについて、これらの調査のあり方が研究不正防止制度の趣旨・目的に照らして著しく不合理であるほか、調査結果等の情報公開義務にも反する行為があったとして、告
15 発者の期待権侵害等による不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

2 原判決の判断

原判決は次のとおり判断し、控訴人の請求を棄却した。

(1) 調査に関する判断

ア 判断枠組み

20 研究不正防止制度は告発者の保護を目的としたものではないが、調査のあり方が不当な目的でなされるなど著しく制度の趣旨に反する場合は（例外的に）違法となる。

イ 中京大学の予備調査について

25 大内の弁明には相応の理由があるものと判断したものであると認めることができ、このような判断が著しく不相当とまではいえず、研究不正行為の調査をする権限の趣旨に明らかに背いたものとまでは認められない。

ウ 武蔵大学の調査について

調査方法や判断内容について、規程に基づいて研究不正行為の調査をする権限の趣旨に明らかに背いて判断をしたと認められるような事情はみあたらない。

- 5 (調査委員会の判断は) 相応の検討の上でなされたものであって著しく相当性を欠くものとは言えず、研究不正行為の調査をする権限の趣旨に明らかに背いたものとまでは認められない。

(2) 情報公開に関する判断

ア 中京大学

- 10 中京大学研究不正防止規程20条8項は、文科省ガイドラインを踏まえて、「倫理委員会は本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者及び被告発者に通知する。このときには、配分機関や告発者の求めがあったときに開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。」と定めているものの、予備調査に係る資料等の中には、研究者の公にしていない研究上の秘密情報や研究機関の業務遂行上開示することが相当でない情報も含まれ得ることからすると、上記条項により直ちに告発者が被告梅村学園に対して予備調査に係る資料のすべてを開示請求することができる と解することはできない。梅村学園は、学校法人梅村学園情報公開・開示規程に則って検討して中京大学予備調査報告書のみを開示することとしたものであって、このような措置が違法なものということとはできず、原告（控訴人）の主張する
- 15 説明義務違反があるということとはできない。
- 20

イ 武蔵大学

- 文科省ガイドラインを踏まえた武蔵大学研究不正防止規程30条は、1項において、認定を含む本調査の結果について、告発者等に通知することとし、2項において、文部科学省等に対し、上記の通知に加え、調査結果を報告するもの
- 25 としていることからすると、被告武蔵学園は、原告（控訴人）に対し、武蔵大学による本件調査について、同条1項に基づく通知義務を負うものの、これ

を超えて武蔵大学本調査報告書の開示義務を負うものとは解されず、本件調査報告書等の開示義務を負うものとは解されない。このほかに被告武蔵学園は原告に対する本件調査について説明義務を負うとする根拠はみあたらない。説明義務違反があったということとはできない。

5 (3) 武蔵大学の調査結果公表文による名誉棄損

インターネットで公表している者が控訴人であると特定し得たとしても、本件記事により控訴人の社会的評価が低下すると認めることはできない。(名誉棄損の争点については本書面「第6」で述べる)。

3 審理不尽による判断の誤りがある

- 10 被控訴人らの調査の態様及び調査結果は、研究不正に関して被控訴人が定めた学内諸規程や文部科学省研究不正防止ガイドライン(甲1、以下「文科省ガイドライン」という)、及び社会通念等に照らしていちじるしく不合理かつ相当性を欠いており、研究不正行為の調査をする権限の趣旨に明らかに背いたものであった。
- 15 また研究不正防止制度の趣旨に照らして、被控訴人らに情報開示にかかる義務違反もあったというべきである。大内の弁明内容や被控訴人らの判断過程には、多くの矛盾がみられる。原審は証人調べを行っておらず、十分に事案を解明したとはいいがたい。原判決には審理不尽による判断の誤りがある。

第2 被控訴人らの調査は著しく制度の趣旨に反する

1 被調査者に証明責任があること

- 20 本件各調査は、文科省ガイドライン(甲1)を踏まえて作成された「武蔵大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程」(甲13)または中京大学の「研究活動及び研究費の取扱いに係る不正防止及び不正行為への対応に関する規程」(乙2)に基づいて実施された。不正の疑義が生じた際の調査にあたっては、
- 25 ①盗用・捏造・改ざんなど特定不正行為の疑義を晴らす証明責任は被調査者が負う。研究者はデータや資料の保管義務を負い、疑義が生じた場合はそれらを示して証明しなければならない。

②疑義に対して証明できない場合は不正と認定し得る。疑義の生じた研究行為の原因が故意のみならず重過失にある場合（研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにある場合）も不正と認定する。

- ③盗用については、直接引用や間接引用によって先行論文等の内容を区別せず、
5 著者の独自のもののよう記載したような場合は、不適切な引用として盗用に該当する。

——との考えを基本とする制度設計になっている。

（控訴人準備書面6・1頁18行目～2頁9行目、同準備書面8・2頁19行目～3頁2行目）

10 2 著しく相当性を欠く調査とはなにか

文科省ガイドラインは「不正行為に対する基本姿勢」としてこう述べている。

- 「研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において、科学そのものに対する背信行為であり、また、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであることから、研究
15 費の多寡や出所の如何を問わず絶対に許されない。また、不正行為は、研究者の科学者としての存在意義を自ら否定するものであり、自己破壊につながるものでもある。

これらのことを個々の研究者はもとより、科学コミュニティや研究機関、配分機関は理解して、不正行為に対して厳しい姿勢で臨まなければならない」

- 20 （甲1・5頁冒頭付近）

- 研究不正行為は科学に対する信頼を揺るがし、その発展の妨げにつながることから、「不正行為に対して厳しい姿勢で臨」むべきとする基本理念のもと、不正行為の疑いが生じた場合には自律的に是正をはかるというのが文科省ガイドラインや学内諸規程で定めた研究不正防止制度の趣旨・目的である。そうすると、研究
25 機関において、不正の疑義があることを認識しながら厳しい姿勢を取ることなく看過する、または隠蔽するといった態様で調査が行われたような場合は、研究

不正防止制度の趣旨・目的を没却することにつながり、著しく不相応であるといえる。例えば次のような調査が該当するといえる。

- ・研究者コミュニティの常識で不正と認定され得る事案であるにもかかわらず、特段の理由なく不正ではないとするといった社会通念に著しく反した判断を行う
- 5 ・客観的にみて疑義が明らかであるのに調査をしない
- ・疑義に対して説明が不十分・不合理であるにもかかわらず看過する
- ・規程等の解釈を誤る、またはゆがめる
- ・架空の事実、捏造した事実を前提にして判断する

10 被告らの調査の態様は、上に例示した例に比類する著しく不相応なものであった。

第3 中京大学の予備調査について

1 「意見書」による大内の弁明は不十分かつ不合理であった

15 中京大学不正行為予備調査委員会（以下「予備調査委員会」ということもある）は、被調査者である大内に対して弁明を求め、順次計3通の「告発にかかる意見書」の提出を受けた（甲45～47、以下「意見書」もしくは「意見書1～3」という）。

20 意見書1（2020年9月23日付）は控訴人の当初の告発（甲14、大内記述1・3関係）に対する弁明であり、意見書2（同年10月13日付）及び意見書3（同年10月27日付）は、追加の告発（大内記述2をはじめとする雑誌「選択」との類似がみられる記述多数＝「大内記述2等」という）に対する弁明である（甲15～18）。意見書2と意見書3は告発対象の記事等が異なるだけで内容はほぼ同趣旨である。

25 意見書の結論は、大内記述1、大内記述2等、大内記述3について、いずれも盗用・捏造等の不正にはあたらないとの趣旨である。しかしながら、その根拠に関する説明は不十分であり、不正の疑義を払拭するに程遠いものであった。

（1）示談交渉の経緯について説明がない（大内記述1・2等）

大内が意見書1を予備調査委員会に提出する10日前にあたる2020年9月14日、大内は代理人を通じて控訴人に回答書を送付し、「…貴殿の著作物に極めて類似した表現がなされているという事実自体は重く受けとめなければならないと考えております」と一定の非を認めたとうえで示談交渉を申し入れ、示談交渉が開始された（甲20・1～2枚目）。示談交渉において大内は、原告記述1・2を読んだ上で類似した記述をしたことを認め、それが不適切であるとの認識を一貫して示していた。こうした控訴人との交渉の状況について、意見書1にはなんら言及がない。

なお、予備調査終了後の2021年3月、大内は控訴人に対して、謝罪・訂正・解決金支払いからなる解決案を提示した（甲41）。当該解決案には、大内記述1・2にそれぞれ原告記述1・2と類似した表現があることについて謝罪する

大内記述1記載の回収データについては、「ジャーナリストの三宅氏が調査したところによると」などと控訴人の業績を明記すべきであったと考え、反省するとともに、控訴人に迷惑をかけたことを謝罪する

——などの和解条件が提示された。

大内が中京大学予備調査委員会に対しては「『選択』記事は読んでいない」旨の相反する弁明を行っている事実を控訴人が知ったのは、示談交渉が決裂した2021年4月以降のことである。

予備調査委員会が示談交渉の経緯を把握していたかどうかは不明である。

（2）朝日新聞出版社の販売停止措置について言及がない（大内記述1）

本件予備調査の実施と並行して、大内記述1を含む『奨学金が日本を滅ぼす』の出版元である朝日新聞出版社は、控訴人の問い合わせをきっかけとして役員らが対応を検討し、意見書1の提出の10日前にあたる2020年9月14日、同書の紙版の出庫を停止し、電子版を販売停止とする措置をとったことを控訴人に通知した（甲48）。この事実について、大内は意見書1に

おいて言及していない。かかる販売停止などの措置について予備調査委員会
がどの程度知っていたかは不明である。

(3) 原告記述1に依拠したことを認めている(大内記述1)

5 大内は、意見書1のなかで、大内記述1の表現の類似について「依拠したと
しても」と述べている。

「また、ここまでで述べたように、ご指摘の箇所は、三宅氏の文章発表以前に
達していた認識に基づいて書かれており、三宅氏の文章に依拠したものではな
いというのが私の主張です。しかし仮に依拠性があったとしても、「盗作・盗
用」にならないと考えます。『奨学金が日本を滅ぼす』の参考文献(261
10 頁)に、三宅氏の文章が掲載されている『日本の奨学金はこれでいいのか!』
(あけび書房)が掲載されています。

研究論文で他の著者の文献を参照したことを示す際には、「引用」あるいは
「注」を用います。三宅氏の文章と私の文章は全く同じということはありません
15 さんから、三宅氏の文章を参照したことを示す際には、「引用」ではなく「注」
を用いることとなります。しかし、『奨学金が日本を滅ぼす』は学会誌等に発
表される学術論文ではなく、一般読者向けに出版された新書です。新書では一
般読者への配慮から、「注」はつけないことが通常のルールとなっています。
私も新書のルールに従い、『奨学金が日本を滅ぼす』では「注」を全くつけて
いません。研究論文の「注」にあたるものは省略し、参考文献で代用するとい
20 う作業を行っています。『奨学金が日本を滅ぼす』の参考文献に三宅氏の文章
を挙げていますから、たとえご指摘の箇所に依拠性があったとしても三宅氏の
文章の「盗作・盗用」にはあたらないと考えています(甲45・6頁下段付
近)

後述するとおり、意見書1の前段で大内は、大内記述1は自力で調べて書い
25 たとの趣旨を述べている。その一方で「仮に依拠性があったとしても」とい
うのははなはだしい自己矛盾であり、原告記述を模倣したことを実質的に認

める弁明である。

5 なお、依拠したとしても参考文献を示しているから問題はないといった趣旨の弁明を大内はしているようであるが、研究倫理の基本をわきまえない独自の見解である。依拠性があるとは、意識的に原告記述1を参考にして類似した文章を書いたことにほかならない。研究倫理上そうした行為が正当化されるのは、適切に引用がされている場合のみである。

10 この点について大内は、原告の文章と同一ではないため「引用」ではなく「注」を用いる、などと述べているが、これも独自の見解にすぎない。北海道大学の「引用の手引き」にあるとおり、引用には直接引用と間接引用がある。原文の趣旨を要約して記載する方法は間接引用と呼ばれる。どこが引用部分でどこが著者の考察なのかを明確に区別するのはもちろん、引用した先行研究等を明示する表記が求められる（甲10・5頁）。

15 大内記述1をみると、原告記述1からの引用部分がどこなのか判然としない。そればかりか、引用部分が存在することすら読者にはわからない筆致である。参考文献の紹介の態様は、「奨学金問題対策全国会議編『日本の奨学金はこれでいいのか！』（あけび書房）」と記載されているのみであり（甲2・13頁）、控訴人の名前や控訴人が担当した章の題名の表示はない。同書は大内らと控訴人らの共著であるから、この表記では、引用部分がどの著者のものであるかの区別はつかない。

20 引用元の考察等と著者のそれとの区別がつかない書き方は「不適切な引用」として盗用に該当する（甲29・12頁「V 結論」参照）。したがって「仮に依拠性があったとしても」との弁明をもって盗用の疑いが晴れることはなく、むしろ疑いはより強まったといえる。

（４）「回収データ」の根拠が説明されていない（大内記述1）

25 大内記述1の告発（盗用）に対する意見書1の弁明についてみると、「たとえば2012年度の債権回収業務を担当した日立キャピタル債権回収株式会社は2

1億9545万3081円を回収し、1億7826万円を手数料として受け取っています」という記述（以下「記述A」という）のうち、日立キャピタル社の債権回収額と受け取り手数料（以下「回収データ」という）の根拠が説明されていない。（控訴人準備書面6・8頁17行目～12頁1行目参照）

- 5 なお、この回収データに関する説明の欠落が単なる不注意で生じたとは考えにくい。大内の説明要領は、前記記述Aを、まず「⑧日立キャピタル債権回収会社の回収と手数料」と要約し、続いてその要約を「⑧については…論じています」と説明している。このような二段階に分けた複雑な説明方法をあえて採る必然性はみられないことから、回収データについての根拠を説明できなかったため、その部分を省いて要約し、その要約内容のみを説明することですべて説明したかのような印象を与えようとしたものと推認できる。（甲45・2頁2行目、及び3頁10～14行目）

（5）大内記述2等の根拠の説明は不十分

- 15 大内記述2等の告発（盗用）に対する意見書2及び3の弁明内容は、原告記述1（「選択」記事）を読まずに執筆したというものである（甲46・1頁冒頭部分）。すべて自力で調査したことになるが、そうすると次のとおり根拠の説明を欠いた部分がある。

- 20 「2010年度期末で民間銀行からの貸付残高はだいたい1兆円で、年間の利払いは23億円です。サービサーは同年度、約5万5000件を日立キャピタル債権回収など2社に委託し、16億7000万円を回収していて、そのうち1億400万円が手数料として払われています」という記述（以下「記述B」という）のうち、日立キャピタル社など2社に委託したとの記載について、意見書2・3では「教育の機会均等を作る「奨学金」を考える連絡会」が日本学生支援機構理事長宛に提出した要請書が根拠であると説明されている。しかしながら、当該要請書から読み取れるのは、民間の債権回収業者が延滞債権の回収を行っている事実と契約社の一つに日立キャピタル社があるという事実のみであり、「2社に委

託」という業者数まではわからない(甲46・3頁15～17行目、甲59)。
また、「だいたい1兆円」「約5万5000件」の根拠については言及がない。

さらに言えば、記述Bの「貸付残高」は正しくは「借入残高」であり、原告記述2との誤記の一致がみられるが、この点についても言及がない。誤りを発見した形跡もない。

そして、上記の「2社に委託」などの説明の欠如についても、大内の不注意等によるとは考えにくい。大内記述1と同様に、大内記述2を7分割した上でそれぞれ要約し、各要約について説明する二段階方式を採っている。記述Bの要約は「(7) 2010年度、回収を日立キャピタル債権回収株式会社などサービサー(債権回収専門会社)に委託し、16億7000万円を回収し、1億400万円が手数料として払われていること」というものであり、「だいたい1兆円」「約5万5000件」「2社に委託」という情報が省かれている。「だいたい1兆円」などの数値の根拠を説明できなかったため、それらを省いた要約を説明してみせることですべてを説明したかのような印象を与えようとしたものと推認できる。

15 (甲46・1頁最終3行及び3頁15～22行目)

(6) 文章表現が類似した理由の説明がない(大内記述1・2等)

大内記述1・2に関する控訴人の告発の趣旨は、原告記述1・2と比べて文章表現が偶然には起こり得ない程度に類似しており、それゆえ盗用が疑われるというものである。したがって、個々のデータ等がインターネット上に散在することを示したとしても、文章表現の類似について合理的な説明がない限り、盗用の疑いを払拭したことにはならない。この表現が類似している点に関する弁明は、かろうじて意見書1(大内記述1)にみられるものの、以下に述べるとおり内容は不十分である。

ア「控訴人の記述に先行して発表した記事等がある」の破綻(大内記述1)

25 意見書1(大内記述1)における表現の類似についての弁明内容は次のとおりである。

「表現についても、三宅氏の『日本の奨学金はこれでいいのか!』第2章発表以前に、拙著『奨学金が日本を滅ぼす』のご指摘の箇所で使用している表現は、私が自分の講演や雑誌論文、雑誌インタビュー記事、著書などで発表しています」(甲45・4頁11～13行目)

5 この弁明に続き、「私が自分の講演や雑誌論文、雑誌インタビュー記事、著書などで発表」したものだと大内の著作の一部が引用されている。

「2010年度の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円に達します。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところに行っています」

「このお金の行き先の一つが銀行で、もう一つが債権回収専門会社です」

10 「ところが日本学生支援機構は2004年以降、回収金はまず延滞金と利息に充当する方針を続けています」

「サービサーは同年度、約5万5000件を日立キャピタル債権回収など2社に委託し、16億7000万円を回収していて、そのうち1億400万円が手数料として払われている」

15 (甲45・4頁14行目～6頁10行目)

しかしながら、これらの盗用を否定する根拠に示した記事等とは、原告記述2と類似したもの(大内記述2等)である。控訴人は大内からの回答書(甲20)を通じて上記弁明内容を知り、それをきっかけとして大内記述2等が原告記述2と類似していることを発見し、追加告発を行うにいたった。

20 つまり大内は、原告記述1以前に発表した自己の記事等があると弁明したものの、それらの記事等にも盗用の疑いがあることを控訴人に見抜かれたのである。したがって、かかる弁明をもって大内記述1の表現の類似の理由を説明したことにはならない。

イ「全国会議」設立以前に原告記述2は公表されている

25 意見書1にはまた、大内記述1について、「なお、酷似しているところの箇所で記述されている内容はいずれも、『日本の奨学金はこれでいいのか!』が発

行された2013年10月の時点で、奨学金問題対策全国会議など奨学金問題に関わる多くの人々に共有されている内容でありました」との記載がある（甲45・4頁11～13行目）。控訴人が一時期、大内とともに「奨学金問題対策全国会議」（以下「全国会議」という）に所属して活動していたことから、原告記述1の内容は全国会議の共通認識であり、表現が類似しても不自然ではないとの説明である。これは以下に述べるとおり、時系列を踏まえれば明らかに失当である。

奨学金問題対策全国会議は2013年3月に設立された市民団体であり、控訴人は設立と同時に入会し、2016年1月に退会した。すなわち、大内記述1を含む『奨学金が日本を滅ぼす』が刊行された2017年2月の時点で控訴人はすでに全国会議の会員ではなくなっている。控訴人が全国会議を退会して1年以上過ぎているというのに、全国会議で共有されている内容であるから文章が類似したことに不自然はないというのは理由として成立しない。

なお各記述の発表時期との関係は次のとおりである。

- 2012年4月、原告記述2（「選択」記事）公表
- 2013年3月、全国会議設立、控訴人と大内はともに入会して活動
- 2013年10月、原告記述1、大内記述2（『日本の奨学金はこれでいいのか』）公表
- 2016年1月、控訴人が全国会議を退会
- 2017年2月、大内記述1（『奨学金が日本を滅ぼす』）公表

また、原告記述1の内容が全国会議に共有されているという弁明は、それが会員らに読まれているという点では事実である。しかしながら、原告記述1の内容が全国会議の基本理念であり、全国会議の関係者であれば誰でも類似した文章を書き得るとするのは、次の理由からも失当である。

原告記述1の章末（第2章）には、「本稿は、多重債務問題に詳しいジャーナリストである筆者が、奨学金問題対策全国会議から独立した立場に立って取材

・執筆したものです。文責のすべては筆者にあります」と注記があり、原告記述1の内容は全国会議の基本理念などではないことが明示されている（甲53）。

5 もとより、大内は研究職の共著者として原告記述1を未完成原稿の段階から読むことのできる立場にあったのであるから、仮に偶然の結果として文章表現の類似が生じそうな場合にはそれを避けようとするのが自然な態度であり、全国会議云々といった弁明は、文章表現の類似の理由の説明としては明らかに不十分である。

ウ 大内記述2等の表現類似について説明がない

10 大内記述2等の追加告発に対応するのが意見書2・3であるが、ここには原告記述2等との文章表現の類似については言及がない。原告記述2を読まずに自力で調査・執筆したとして、インターネット上に散在するデータ類を示すにとどまっている。

15 なお、念のために述べておくと、大内記述2等の文章表現が原告記述2と類似した理由について、「奨学金問題対策全国会議など奨学金問題に関わる多くの人々に共有されている内容」だからという説明は成り立たない。先述したとおり、原告記述2の発表は2012年2月であり、全国会議の設立はその1年後の2013年3月である。全国会議の設立以前から原告記述2はインターネット上で容易に読むことができる状態にあった（丙4）。したがって、仮に全国会議の関係者らが原告記述2の記載内容を共有したとしても、それは、控訴人の執筆による原告記述2が読まれていたということにすぎない。

(7) 小括

20 以上のとおり、予備調査委員会において大内が行った弁明をもって、盗用や捏造の疑いはなお払拭されていないことは明らかであった。

25 2 本調査不要との結論は著しく不合理である

中京大学予備調査委員会は、大内から意見書1～3の提出を受け、その弁明内

・執筆したものです。文責のすべては筆者にあります」と注記があり、原告記述1の内容は全国会議の基本理念などではないことが明示されている（甲53）。

5 もとより、大内は研究職の共著者として原告記述1を未完成原稿の段階から読むことのできる立場にあったのであるから、仮に偶然の結果として文章表現の類似が生じそうな場合にはそれを避けようとするのが自然な態度であり、全国会議云々といった弁明は、文章表現の類似の理由の説明としては明らかに不十分である。

ウ 大内記述2等の表現類似について説明がない

10 大内記述2等の追加告発に対応するのが意見書2・3であるが、ここには原告記述2等との文章表現の類似については言及がない。原告記述2を読まずに自力で調査・執筆したとして、インターネット上に散在するデータ類を示すにとどまっている。

15 なお、念のために述べておくと、大内記述2等の文章表現が原告記述2と類似した理由について、「奨学金問題対策全国会議など奨学金問題に関わる多くの人々に共有されている内容」だからという説明は成り立たない。先述したとおり、原告記述2の発表は2012年2月であり、全国会議の設立はその1年後の2013年3月である。全国会議の設立以前から原告記述2はインターネット上で容易に読むことができる状態にあった（丙4）。したがって、仮に全国会議の関係者らが原告記述2の記載内容を共有したとしても、それは、控訴人の
20 執筆による原告記述2が読まれていたということにすぎない。

(7) 小括

以上のとおり、予備調査委員会において大内が行った弁明をもって、盗用や捏造の疑いはなお払拭されていないことは明らかであった。

25 2 本調査不要との結論は著しく不合理である

中京大学予備調査委員会は、大内から意見書1～3の提出を受け、その弁明内

容から、盗用・捏造の疑いがなお残っており本格的な調査が必要であることを認識し得た。しかしながら、不正の疑いはなく本調査は不要と不合理に結論づけた。主な判断理由は次のとおりである。

- ・不正行為の疑いがあることは確認できなかった。
- 5
- ・被告発者の示した資料に科学的合理的根拠の論理性がある。
 - ・「一般に公開されてい情報」「創作性がない」「類似」「きわめて似ている」「酷似」という言葉に終始し、具体性がない。(以上、盗用。大内記述1、2等)
 - ・計算が合わないことに対する不正の疑いであり、規程に定める不正行為に該当しない。(捏造。大内記述3)
- 10
- いずれの理由も不合理であるばかりか不自然といえる。その不自然さは、たとえば以下の点にみられる。
- (1) 示談交渉、出庫停止について調査をしていない(大内記述1)
- 大内が控訴人に「貴殿の著作物に極めて類似した表現がなされているという事実は重く受け止めなければならないと考えています」として示談交渉を申し
- 15
- 入れる文書を送付した事情や(甲20・1～2頁)、大内の著書が版元の判断より出庫停止と販売停止措置になった事情(甲48)について、予備調査委員会は容易に知り得る立場にいながら調査・検討をせず、予備調査を打ち切った。もしくは知っていたにもかかわらず故意に調査の検討材料としなかった。かかる調査態度は著しく不合理でありかつ不自然である。
- 20
- (2) 依拠性を認める弁明に関して検討をしていない(大内記述1)
- 大内は、「仮に依拠性があるとしても」と弁明しているとおおり、原告記述1を参照したことを事実上認めている。引用の適否が慎重に検討されてしかるべきところ、なんら検討がなされた形跡はない。かかる調査態度は著しく不合理でありかつ不自然である。
- 25
- (3) 剽窃判定ソフトの結果を無視(大内記述1・2等)
- 被控訴人の主張によれば、剽窃ソフト iThenticate (以下「アイセンチケイ

ト」ということもある)で大内記述1の判定をした結果、原告記述1との類似性が確認できなかったとのことである。その調査状況について次のように述べる。

「しかし、iThenticate (アイセンティケイト) は主に英語圏で使用される剽窃チェック用ソフトであり、語句の一致に着目して論文同士を比較照合するものである。また、英語圏の学術論文との照合精度は高いが、日本の論文等のすべてを照合資料として網羅しているわけではない。従って、本件ではその有用性に疑問があり、試しに使ってみたに過ぎなかった。

そして、その結果は議事メモにあるとおり「一般的な言葉の一致であることや照合の対象が学術論文、雑誌等であることから、三宅氏の著書との類似性は確認できなかった」(乙8) というものであった。そのため、予備調査報告書ではこの点に触れていない」

(乙8、被告梅村学園第2準備書面4頁9～20行目)

この主張には、まず当該ソフトの機能に関する前提事実に誤りがみられる。アイセンティケイトは日本語の論文に対応している。当該ソフトの使い方は大きく2種類に分かれ、不特定多数のデータベースを検索して類似した論文がないかを点検する使用方法と、不正が疑われる特定の2つの論文を比較するという使用方法がある。本件で使用すべきは主に後者である。原告記述と大内記述を入力して機械的に比較をするだけであり、言語が日本語であることによる支障はない。本邦の研究機関において日常的に用いられている使用方法である。論文の審査や査読、提出前の点検などにおいては、前者の機能を使って類似した先行論文がないかを広く検索して調査し、盗用の不正の疑義が生じて調査を行う場合には後者の比較検査の機能を使って類似の程度等を調査するのである。

被告中京大学による「英語圏の学術論文との照合精度は高いが、日本の論文等のすべてを照合資料として網羅しているわけではない」との説明は、不特定多数のデータベースを検索する前者の使い方を指しており、特定の2論文を比較する場合には失当である。

さらに、アイセンティケイトの判定結果は「類似性指標〇%」といった数値で出るものであり、「類似性は確認できなかった」などの結果が出ることはない。剽窃ソフトの結果を踏まえて調査委員らが行った人為的な判断である。

アイセンティケイトの機能に関する以上の事実は、高知県立大学による同大学
5 教授（以下「訴外教授」という）の盗用に関する調査結果から明らかである。同
大学調査委員会は、訴外教授の日本語論文とそれに先行して発表された日本語論
文をアイセンティケイトを使用して比較検査し、オリジナリティーレポート（類
似性指標）38%という結果を得ている（甲49）。さらに、その結果を踏まえ
て比較対象表を作成し（甲50）、詳細な検討を経て、盗用に該当するとの判断
10 を行っている（甲29、甲51判決別紙部分）。盗用に該当する旨の調査結果を
受けた訴外教授は、懲戒処分を受け、それを不服として訴訟を提起したものの一
二審で敗訴している。調査結果は妥当であり懲戒処分についての裁量権逸脱はな
かったとの判決理由である（甲51～52）。

被告中京大学によれば、試しにアイセンティケイトで判定してみたということ
15 であるから、「類似性指標〇%」というデータが得られたはずである。大内記述
1・2と原告記述1・2の文章表現の類似の程度が高いことは、機械で判定する
までもなく一見して顕著であり、類似性指標30%～80%といった相当程度に
高い数値が得られた可能性がある（丙5）。

アイセンティケイトによる比較検査は盗用の疑いに関する調査における最も基
20 本的な作業であり、予備調査委員会が検査結果を採用しなかったのは不合理かつ
不自然である。盗用の疑いが強いことを知っていたからこそ、それを裏付け得る
科学的な検査データを故意に破棄ないし無視したとの推認が成り立つ。

（4）回収データなど根拠が説明がない点を調査していない（大内記述1）

大内記述1中の回収データの記載根拠が大内によって説明されていない点に
25 ついて予備調査委員会はなんら調査を行っていない。他の研究者が調査して発
表したデータを自己の業績であるかのように論文等に記載する行為は盗用にあ

たるのであり、かかる調査の態様は著しく不合理でありかつ不自然である。

なお当該回収データについて大内は、本件予備調査終了後の2021年3月に控訴人に提示した解決案のなかで、「特に、後者（原告記述1＝控訴人注）については、三宅氏が日本学生支援機構に取材されることによって明らかになった回収実績について紹介していることから、単に巻末の参考文献として「日本の奨学金はこれでいいのか！」を上げるにとどまらず、「ジャーナリストの三宅氏が調査したところによると」というように、三宅氏の業績を明記すべきであったと考え、大内として反省するとともに、三宅氏にご迷惑をおかけしたことについて謝罪する」との条項案を提示しているとおり、回収データの記述が不正に該当する行為であるとの自覚が大内にはあった（甲41・2頁）。

（5）「1兆円」「2社に委託」の根拠を調査していない（大内記述2等）

大内記述2について、『選択』記事（原告記述2）を読むことなく執筆したというのが大内の弁明である以上、記述された内容すべてを詳細に説明できなければならない。しかしながら、予備調査委員会は、意見書2・3による大内の弁明によってもなお、「だいたい1兆円」「2社に委託」の根拠が示されないなど、大内記述2等に関する説明が不十分であり疑義があることを認識し得たにもかかわらず、不正はなく本調査は不要だとして調査を打ち切った。かかる調査のあり方は著しく不合理であり、かつ不自然である。

（6）大内記述2等の文章表現の類似について検討していない

大内記述2の文章表現の類似について大内は意見書においてなんら説明を行っていない。この点について調査委員会は検討を行わず、合理的な理由がないまま、不正にはあたらず本調査は不要と判断して調査を打ち切った。かかる調査のあり方は著しく不合理でありかつ不自然である。

（7）聞き取り調査の有無を「計算が合わない」にすりかえ（大内記述3）

大内記述3の事例捏造の疑いについて、予備調査報告書は、「計算が合わないことに対する不正の疑い」であり「規程に定める不正行為に該当しない」として

本調査不要と結論づけた。捏造は特定不正行為のひとつであるから、明らかに不合理な判断である。かかる基本的な誤りが不注意で起きるとは考えにくく不自然である。控訴人は予備調査委員会に提出した告発文（甲14）に、「大内本の記述に「元本約200万円」とあるが、債務者が一括繰り上げ請求をされていないことや、年齢、返済状況をみると計算が合わず不自然である。事例の捏造・改竄が疑われる」（下線は控訴人）と明記している。実在しない事例を記述するなどした捏造の疑いがあるという告発の趣旨を理解するのは、調査委員にとって容易であった。

実在しない事例を論文等に記載する行為は捏造の典型である。早稲田大学の研究倫理マニュアルには、「じっさいには行っていないインタビューを行ったことにして、架空のインタビュー内容を作成して自分の主張を補強して論文に記載する行為を捏造の一類型として例示している（甲39・2頁）。

予備調査委員会において、捏造の疑いがあることを認識しながら「計算が合わない」問題にすりかえたものと推認できる。

15 3 小括

以上のおり、予備調査委員会が、不正の疑義があることを十分に認識しながら調査を打ち切ったことは明らかである。当初の告発後、多数の盗用の疑いが発覚し、追加告発をしたにもかかわらず、一度も控訴人に対するヒアリングを行っていない事実、追加告発以前の第2回予備調査委員会の議事録に、調査結果の原案の作成を開始するとの記載がある事実をあわせみると（乙8）、不正と認定しないとの結論がまずありきのおざなりの調査だったと推認できる。

総じて、被告中京大学予備調査委員会のかかる調査の態様と判断は著しく不相当であり、研究不正行為の調査をする権限の趣旨に背いたものであった。

第4 武蔵大学の調査について

25 1 大内の弁明は不十分であり、かつ矛盾と変遷がみられる

武蔵大学調査委員会（以下「調査委員会」ということもある）は、調査開始に

あたって中京大学と連携しているほか、原告と大内の示談交渉の経緯も認識していた（甲6-2）。その上で、大内から弁明書の提出やヒアリングの回答を得た。つまり、中京大学の予備調査、控訴人と大内との示談交渉、別件著作権侵害訴訟（以下「別件訴訟」という）、そして武蔵大学調査委員会での、大内による弁明状況

5 況を把握していた。そして大内の一連の弁明状況をみると、なおも重要な部分において説明の欠落や矛盾があり、不正の疑義が残るものであった。

（1）示談交渉の経緯について言及がない（大内記述1・2）

大内が代理人を通じて控訴人に「…貴殿の著作物に極めて類似した表現がなされているという事実自体は重く受けとめなければならないと考えております」と

10 一定の非を認める記載のある回答書を送り（甲20・1～2枚目）、示談交渉においては、原告記述1・2を読んだ上で類似した記述をしたことを当初から認め、謝罪・訂正・解決金支払いからなる解決案を提示（甲41）するなどした経緯について、大内は武蔵大学調査委員会に提出した弁明書で言及していない。

（2）朝日新聞出版社の販売停止について言及がない（大内記述1・2）

15 大内記述1を含む『奨学金が日本を滅ぼす』の出版元である朝日新聞出版社が2020年9月14日、同書の紙版の出庫を停止し、電子版を販売停止とする措置をとり、武蔵大学の調査が行われた時点においてもかかる措置が継続している事実ならびにそのような状況になった経緯や事情について、大内は弁明書で言及していない。

20 （3）依拠性を認めている（大内記述1）

大内は弁明書において「仮に依拠性があるとしても、「盗作・盗用」とはならないと考える」と述べている。これは中京大学の予備調査でも行った弁明と同趣旨であるが、自力で調べて書いたなどと説明する一方で「仮に依拠性があったとしても」というのははなはだしい自己矛盾であり、原告記述1を模倣した

25 ことを事実上自白している。理由については、本書面10頁「（3）原告記述1に依拠したことを認めている」を準用する。

(4) 文章表現の類似について説明がない(大内記述1・2)

大内記述1・2に盗用が疑われる最大の理由は文章表現の類似であるが、大内
が調査委員会に提出した弁明書やヒアリング記録には、この点に言及がない。中
京大学予備調査委員会に対しては、控訴人に先行して発表した記事等がある等の
5 弁明を行ったものの(本書面14頁「ア 控訴人の記述に先行して発表した記事
等がある」参照)、同様の弁明は武蔵大学には行っていない。かかる弁明をなぜ
していないのかについて理由の説明はない。

(5) 「回収データ」の根拠が原告記述であることを自認(大内記述1)

大内記述1に記載された回収データの根拠に関して、大内は中京大学予備調査
10 委員会に対しては説明をしておかなかった(本書面12頁「(4)「回収データ」の
根拠が説明されていない」参照)。ところが武蔵大学調査委員会に提出した弁明
書では、大内記述1の執筆にあたって参照したのは山本太郎参議院議員(当時)
の質問主意書であり原告記述1ではない、ただし質問主意書の原案を作成したの
は大内であり、原案作成にあたって原告記述1の数字のみを参照した——という
15 趣旨の説明を行っている(丙6・3頁下から2行目～3頁1～9行目)。

これは、質問主意書の原案作成と大内記述1執筆のいずれにおいても、直接か
間接かにかかわらず、原告記述1を参考にしたことを自認する内容であり、盗用
を否定する根拠足り得ない。

文科省ガイドラインや規程の定義する盗用は「他の研究者のデータを自己のも
20 のように発表」する行為であるから、不適切な適切な引用は盗用に該当する。
北海道大学が作成した引用の手引に記載されているとおりである。

「ここで重要になってくるのが「正しく」引用することです。なぜなら、他者
の見解を自分の意見のように用いたり、他者の見解と自分の見解を明確に区別
せずに記述したりするのは盗用であり、不正行為となるからです」(甲10・9
25 頁)

参照したのは質問主意書であって原告記述1ではないとする大内の弁明を前

提としても、回収データが控訴人の調査によって明らかにされ、原告記述1において公表されたものである以上（甲22・5～6枚目）、大内記述1の回収データの記載が盗用に該当し得ることは明らかである。

（6）記述根拠の説明が欠落している（大内記述2）

- 5 大内記述2について大内は弁明書で、原告記述2（雑誌『選択』記事）を読むことなく独自に調査して執筆したと説明している。しかしながら、以下のとおり矛盾と説明の欠落がある。

ア「だいたい1兆円」の説明の不自然さについて

- 10 大内記述2の「2010年度期末で民間銀行からの貸付残高はだいたい1兆円で、年間の利払いは23億円です。サービサーは同年度、約5万5000件を日立キャピタル債権回収など2社に委託し、16億7000万円を回収して
- 15 いて、そのうち1億400万円が手数料として払われています」という記述（以下「記述B」という）のうち、「だいたい1兆円」「2社に委託」の根拠について、大内は弁明書において、「だいたい1兆円」は「事業報告書」（丙6・19頁）、「2社」は「行政事業レビューシート」（丙6・25頁）が根拠である旨説明している。この説明は不合理である。

（7）事業報告書は記述根拠になり得ない

- 20 「だいたい1兆円」の根拠に示された事業報告書の当該箇所には、「1,176,467百万円」（1兆1764億6700万円）と記載されている。しかしこれは民間銀行からの借入残高ではなく、金融機関の種類を問わない「長期借入」のことである。また期末残高が「6,398,178百万円」（6億3981億7800万円）であるとの記載から「1兆1764億…」は期末残高のことではないことがわかる（丙6・19頁）。また、当該事業報告書に「民間銀行」、「貸付残高」という言葉はみあたらない（なお「貸付残高」は正しくは
- 25 「借入残高」の誤りであり、誤記の一致がみられる。

以上のとおり、「2010年度期末で民間銀行からの貸付残高はだいたい1

兆円」と記載した根拠に関する大内の説明は不合理かつ不自然である。

(イ)「支援機構に確認した」との弁明は信用できない

5 弁明書の提出後、大内は「だいたい1兆円」の根拠について従前と異なる弁明をはじめますが、きっかけは、原告記述2の「1兆円」との記載が「3800億円」の誤りであることを控訴人が発見したことにある。追加のヒアリングを受けることになった大内は、突如として、日本学生支援機構に直接出向いて職員に確認した、資料はない、10年前なので訪問日や担当者名、部署名は忘れた、との弁明を行うに至った(丙9・1～2頁「2.被告発者(大内裕和氏)追加ヒアリング」)。

10 この弁明は、従来の大内の弁明状況との一貫性を著しく欠く。中京大学予備調査委員会に提出した意見書では「1兆円」の根拠を説明していないばかりか、「私はジャーナリストではないので、直接の取材よりも、主として公表されている資料やデータに依拠して執筆しており、その根拠となる資料やデータは存在しています。直接取材された三宅氏の資料やデータと異なることはあり得ますが、それと盗作、盗用、研究倫理違反とは異なると考えます」とも述べており
15 (甲46・3頁23～26行目)、支援機構に出向いて確認するなどした事実の存在をうかがわせる説明は微塵もない。

大内は、中京大学研究倫理規程8条2項1号に基づき、論文等の発表から10年間の資料保管義務を負っていた(乙1)。大内記述2を含む共著『日本の
20 奨学金はこれでいいのか』の刊行は2013年10月であり、早くとも2023年10
月 3年10月ごろまでは資料保管義務は生じていた。保管すべき資料がなぜないのか、説明されていない。

さらに、10年前だからといって、どの部署に確認したといったごく基本的な
25 ことすらまったく記憶がないというのは、大内が研究者であることを考えると通常起こり得ないことである。

(ウ)「1兆円」は誤記と認識していないとの弁明について

ところで、被告武蔵学園の原審における主張によれば、大内は「だいたい1兆円」が誤記である旨の認識をしていない旨述べているとのことである。日本学生支援機構の財務諸表（丙6「事業報告書」19頁）から「だいたい1兆円」と読み取り、それを日本学生支援機構職員に確認したというのである（被告武蔵学園第1準備書面4頁25行目～）。これが事実であれば、控訴人とまったく異なるデータを調査して執筆したにもかかわらず、文章表現も記述内容もほぼ同じになる偶然が生じたことになる（控訴人は財務諸表の別の文書から各民間銀行の貸付額を抽出し、積算して記述した）。常識的に考えられない偶然であるが、なぜそうした偶然が生じたのか大内の説明はない。

さらに、大内は追加ヒアリングにおいて次のようにも述べている。

「当時は奨学金問題に取り組み始めたところであったため、奨学金に関する知識がなかった。そのため、自らが作成した資料や執筆した文書を持参して職員に確認した」（丙3・2頁12～14行目）

大内記述2を執筆した2013年当時は奨学金に関する知識がなかったというのである。そうすると、支援機構職員に確認したのが仮に事実であったとしても、事業報告書（丙6・19頁）の記載だけからでは「民間銀行」「貸付残高」「期末」といった情報を得ることはできないのであるから、あわせて他の文書等を参照した上で支援機構に確認した可能性がある。大内記述2の執筆当時、原告記述2を含む雑誌「選択」記事はインターネット上に公開されていたのであるから（丙4）、原告記述2を参考にして原稿案などをつくり、それを支援機構に持参したとみるのが自然である。いずれにしても、「だいたい1兆円」に関する大内のいかなる弁明をもっても、盗用の疑いを払拭し得ないのは明らかである。

イ 「2社に委託」の根拠の変遷、説明の不合理さ

前記記述B（22頁「ア「だいたい1兆円」の説明の不自然さについて」参照）の中の「2社に委託」の記述についてみると、大内は弁明書において「行

政事業レビューシート」(以下「レビューシート」という)と題する文書を根拠として示している(丙6・24～25頁)。しかし、この説明は不合理かつ不自然である。

(7) レビューシートから委託業者数は読み取れない

5 行政事業レビューシートは、行政支出の無駄を省くことを目的に、省庁や独立行政法人の事業内容を検証した報告書であり、契約内容を報告したり記録するための文書ではない。そして、以下に説明するとおり、事業ブロックごとの最大支出の業者名を記載する仕組みになっており、「2社に委託」という確定した業者数を読み取ることはできない。

10 (イ) レビューシート「3枚目」と大内の説明の変遷

まず大内の説明に看過できない変遷がある点から述べる。大内が武蔵大学調査委員会に提出した弁明書に添付されたレビューシートは計2枚で、その2枚目の記載が「2社に委託」と記載した根拠である旨の説明をしている(丙6・24～25頁)。ところが、武蔵大学の調査に先立って控訴人と大内の間で争われた著作権侵害訴訟(別件訴訟)においては、大内は、計3枚からなるレビューシートを証拠提出し、その3枚目が「2社に委託」と記載した根拠である旨主張をした(甲56、57)。つまり、「2社に委託」の根拠が、3枚目から2枚目へと変遷している。

20 そこで「2枚目」と「3枚目」の違いをみると、「3枚目」には「2枚目」にない記載が左端の欄内に認められる。

「費用・使途(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実績が分かるように記載)」

(甲56・3枚目)

25 行政事業レビューシートに記載された事業者はブロックごとに最大の支出をした企業名のみであり、契約先のすべてではない旨が明記されている。そうすると、レビューシートからは、エム・ユー・フロンティア債権回収株式

会社と日立キャピタル債権回収株式会社のすくなくとも2社に委託している
とまでは言えても、「2社に委託」と断定できないはずである。

控訴人は別件訴訟において、上記の疑問点を大内側に指摘し、『選択』記
事を読んでいないとする主張は事実ではない旨の反論を行った（甲58）。

- 5 上記の経緯を踏まえれば、大内は武蔵大学の調査に対し、「2社に委託」
の根拠資料として意図的にレビューシートの3枚目を出さなかったものとの
推認が成り立つ。

(ウ)「2社に委託」に関する説明は迷走している

- 10 大内の「2社に委託」についての説明状況は迷走している。まず中京大学に
対しては、「2社」の根拠を説明せず、日立キャピタル社についてのみ、「要請
書」を根拠に記載した旨の説明を行った。その後著作権侵害訴訟では、レビ
ューシートの3枚目が根拠だと釈明したが、武蔵大学の調査においては、要請書
の3枚目を根拠資料として提出せず、2枚目が根拠だとの弁明を行った。変遷
は著しく、場当たりの言い訳をしていることは明らかといえる。

15 (7) 聞き取り調査が実存した証明がない（大内記述3）

- 大内記述3の捏造の疑いについて、大内は弁明書において、「奨学金問題に関
する講演会・シンポジウムに参加された当事者の発言を忠実に再現」した旨説明
している。しかし、具体的な催しの名称や主催者名、日時場所等は特定されてい
ない。借入額や返還年数といった基本的な事項も確認がなされた形跡はない。こ
20 れらは、聞き取り等が実存するのであれば容易にわかる事実である。また資料を
保管していないという弁明も、大内記述3の執筆当時、大内が中京大学研究倫理
規程に基づいて資料の保管義務を負っていたのであるから不自然である。

（倫理規程8条2項1号は、論文等の発表から10年間の資料保管義務を定めて
いる。大内記述3の発表は2013年10月。乙1）

- 25 また、中京大学への説明では「Eさんに私が取材した」と個別に面談をしたか
のような説明をしたのに対し、武蔵大学の調査では「奨学金問題に関する講演会

・シンポジウムに参加された当事者の発言を忠実に再現」と説明内容が変遷している点も不自然である。(甲45・7頁付近、丙6・5頁中段以降)

大内の弁明は不自然で一貫性を欠き、客観資料等の提示もなく、信用できない。

「じっさいには行っていないインタビューを行ったことにして、架空のインタビュー内容を作成して自分の主張を補強して論文に記載した」という典型的な捏造の類型(甲39・2頁)疑いを晴らすことができていないのは明らかであった。

2 武蔵大学の調査の不合理性について

不正ではないという大内の弁明は、多数の説明の欠如と矛盾、変遷を伴っており、もはや破綻したも同然といえる。そして武蔵大学調査委員会にはその認識があったことは明らかである。その上であえて不正ではないとの判断を行った。この判断には以下のとおり矛盾が多々あり、著しく不合理かつ不自然である。

(1) 示談交渉、販売停止の経緯を検討していない(大内記述1・2)

大内が控訴人に自ら示談を申し入れ、大内記述1と大内記述2の両方について、類似した表現や取材成果を不適切に使用したことについて謝罪し、訂正する旨の解決案を提示したとの事実は、大内自身に不正あるいは少なくとも不適切な行為だとの自覚があった証左であり、大内の調査における弁明内容の信用性を判断する上で考慮すべき重要な要素である。それにもかかわらず調査委員会はいっさい検討することなく看過し、調査を終えた。かかる調査態様はきわめて不合理であり、かつ不自然なものであった。

(2) 「依拠性」発言を検討していない(大内記述1)

大内は、弁明書において、大内記述1と原告記述1の文章表現が類似していることについて、「仮に依拠性があったとしても」と述べており、不適切な引用の疑いがあることは明らかであった。また、大内の弁明全体の信用性の根幹にかかわる重要な要素であった。しかしながら調査委員会は、この点をいっさい検討しないまま看過し、不正ではないとの結論を出した。かかる調査態様はきわめて不合理であり、かつ不自然なものであった。

(3) 「回収データ」に関する架空の事実認定（大内記述1）

回収データに関して調査委員会は、「調査委員会による捏造」と表現するほかに著しく不当な事実認定を行った。回収データが日本学生支援機構によって公表されており、原告記述1中の回収データはそれを引用したとする事実無根の事実認定を行い、それを前提として「今回のヒアリングによって判明した孫引き行為を盗用とみなすのは難しい」と判断したのである（丙3・6頁28～36行目）。回収データが日本学生支援機構によって公表されている事実もなければ、原告記述1中の回収データが公表されたものを引用している、との事実も存在しない。完全な架空のストーリーであるから、「ヒアリングによって判明した」事実もない。実在しない話を事実として認定し、不正を否定する根拠にしたのである。かかる重大な事実認定の誤りが悪意のない不注意等で起きたとは考えにくい。

ア 回収データは控訴人の取材結果である旨大内が認めた事実を無視

大内は控訴人との示談交渉において、回収データは控訴人が日本学生支援機構に対する取材によって明らかにしたものであり、自己の記述のなかでその旨を明らかにしなかった点に非があったことを認めている（甲41）。調査委員会はこうした大内の言動について何ら検討していない。

イ 調査委員の「孫引き」発言は別の意味である

調査委員の発言内容をみると、当初「孫引き」が別の意味で使われていたことをうかがわせる。第2回研究不正行為調査委員会議事録には、調査委員による次の発言が記録されている。

「山本議員の質問主意書執筆に際して、三宅氏の本を参考にしたことを認める一方、書籍の執筆にあたっては三宅氏の書籍ではなく自身が執筆に関わった質問主意書を参考にしたと言っている。これは孫引きにあたるとは言えるが、これを理由に盗用とは言い難い」（甲13・2頁）

この発言は、本来であれば、回収データの「原典」である原告記述1を直接確認した上でそこから引用すべきところを、質問主意書から「孫引き」と

の趣旨に理解するのが自然である。この調査委員の「孫引き」の意味が、なんらかの事情で変化し、最終的に完全にちがう趣旨の「孫引き」になったと考えられる。つまり、当初は、原告記述1記載の回収データが「原典」と位置づけられていたものが、日本学生支援機構が公表しているという正体不明の公表データが突如出現して「原典」に成りかわり、控訴人はその「原典」を引用して原告記述1を作成したことにされ、大内は質問主意書なり原告記述1から「孫引き」して大内記述1を執筆したというストーリーが仕立てられ、盗用を否定する理由として調査報告書に記載されたのである。

仮に、原告記述1に記載された回収データが公表データからの引用かもしれないとの考えが調査委員会にあったのであれば、控訴人に質問があつて然るべきである。しかしながらそのような質問を控訴人は受けていない。そして公表データなるものは存在しない。盗用を否定する目的で、故意に「孫引き」のストーリーを捏造したと推認できる。

(4)「選択」を読んでいないとする認定の誤り（大内記述2）

大内記述2に関する調査委員会の判断についてみていく。

中京大学の調査過程での大内の説明や控訴人との示談の状況、武蔵大学での調査過程で判明した事実等を総合すれば、『選択』記事を読んでいないとする大内の説明の破綻は明白であった。「1兆円」が「3800億円」の誤記であり、大内記述2にも同じ誤記がみられた時点で、大内はもはやいかなる弁明もできない状況にあった。支援機構に確認した、資料・記憶はない、との弁明は非現実的であり、虚偽であるとの心証が調査委員らにあったことは明らかである。

しかしながら、不正該当性があることを認識しながら、調査委員会は「10年前は中京大学研究倫理規程の制定前であるから記憶や資料がないのもやむを得ない」といった理由をこじつけて、大内の苦し紛れというほかない根拠なき弁明を全面的に採用した。かかる著しく不合理な判断が不注意によるとは考えにくい。

この点について、資料保管義務に関する調査委員会の判断には不自然な誤りが

ある。調査報告書にこう述べられている。

「今回の告発物は10年前に出版された著作物であり、当時所属していた機関（中京大学）において資料保存年限等を定めた研究倫理規定が制定される2013年以前の著作物であること等から、説明が不十分となったり一部の根拠資料が未提出となったりするのもやむを得ないと判断し…」（丙3・6頁18～21行目）

ここでいう著作物とは、原告記述1と大内記述2が収録された『日本の奨学金はこれでいいのか』のことであるが、同書の刊行は2013年10月であり、中京大学倫理規程の制定はその半年前の2013年4月1日である（乙1）。つまり、「研究倫理規定が制定される2013年以前の著作物」という事実認定は誤りである。研究不正調査の制度に精通した調査委員がかかる基本的な誤りを犯すはずがなく、不正認定を回避すべく故意に解釈を歪めたものと考えられる。

（5）文章表現の類似に関する判断は不合理である（大内記述1・2）

繰り返しになるが、大内記述1・2の告発内容は、原告記述1・2と比べて文章表現が類似していることから盗用が疑われるというものであり、大内記述に記載されたデータ類がインターネット上などに散在するというだけでは不正の疑義は払拭し得ず、表現が類似した理由について合理的な説明が求められるはずである。この点について調査報告書は、縷々理由を並べて「類似したことは不自然ではない」との判断をしているが、以下のとおり根拠に乏しく、矛盾があり、不自然である。

ア 「執筆内容は全国会議の活動の前提」との大内発言は事実か

調査報告書は、控訴人と大内が同じ団体に所属していたから文章の類似に不自然さはないとの趣旨を述べている。

「著作物の出版当時、告発者及び被告発者は告発物の編者でもある「奨学金問題対策全国会議」において活動しており、著述内容に類似性がある特定の箇所について、全国会議の代表でもある被告発者は、自身が執筆した内容は全国会

議の活動の前提となる考え方を踏まえたものだったと述べている。当該箇所について、ともに全国会議で活動していた両者の著述内容に類似性があることは、必ずしも不自然なことではないと判断した」（丙3・6頁23～27行目。下線は控訴人）

- 5 この著作物は『日本の奨学金はこれでいいのか』（大内記述2、原告記述1。2013年10月）のことである。控訴人が全国会議に入会し、大内と活動とともにした時期は2013年3月から2016年1月までであり、この間に発表された大内記述関連著作は同書だけだからである。大内記述1の『奨学金が日本を滅ぼす』の刊行は2017年2月で、控訴人の全国会議退会後である。
- 10 また原告記述2を含む『選択』記事の刊行は全国会議設立以前の2012年4月である。

- そうすると看過できない矛盾がある。中京大学から武蔵大学まで一連の調査を通じて、大内は大内記述2の文章表現の類似についてはなんら弁明を行っていない。しかしながら、調査報告書には「著述内容に類似性がある特定の箇所について、全国会議の代表でもある被告発者は、自身が執筆した内容は全国会議の活動の前提となる考え方を踏まえたものだったと述べている」とある。大内が「自身が執筆した内容は全国会議の活動の前提となる考え方を踏まえたものだった」旨述べたことになっている。かかる大内の発言がじっさいに存在するのか、疑う余地がある。
- 15

- 20 仮に上記の趣旨の発言があったとしても、全国会議の設立以前に原告記述2は発表されており、かつインターネット上で容易に読むことができる状態にあった。~~仮に原告記述2の内容が「全国会議の活動の前提となる考え方」だとしても、全国会議は原告記述2の発表後に設立された~~のであるから、大内記述2と文章が類似したことの説明にはなり得ない。

25 **イ 大内記述1の文章表現の類似について言及がない**

大内記述1の文章表現の類似に関してみると、調査報告書にはなにひとつ

言及がない。文章表現が類似していることから盗用が疑われるという調査であるにもかかわらず、引用の有無やその方法の適否など基本的な事項を調査しておらず、著しく不合理かつ不相応な調査態様であったといえる。

(6) 聞き取り調査が存在しないことは明らか(大内記述3)

5 大内記述3の捏造の告発に関する武蔵大学調査委員会の判断もまた著しく不合理であった。大内の弁明内容を整理すると次のとおりとなる。

・中京大学の調査に対しては「Eさんに私が取材したものです」と述べておきながら武蔵大学の調査には「シンポジウム、講演会の参加者の発言内容」と説明が変遷している。

10 ・大内記述3の執筆当時(2016年～17年)は中京大学研究倫理規程に基づく資料保管義務を負っていたにもかかわらず資料を廃棄したと弁明。

・中京大学の調査に対し、根拠資料を保管している旨述べている。

・シンポジウムや講演会の具体的な名称や日時、主催者が特定されていない。

15 —武蔵大学調査委員会は、これらの疑義を解消すべく調査を尽くすのではなく、客観証拠が皆無のまま、大内による聞き取り調査等は実在したとの事実認定を行い、不正ではないとの結論を導いた。不正に該当すると知りながら故意に隠蔽をはかったというほかない。証明責任を被調査者に課している文科省ガイドラインや規程の趣旨を大きく逸脱した著しく不合理かつ不相応な調査であったといえる。

20 ア 原告記述3が「一括請求の事案」は調査委の創作

調査報告書によれば、原告記述3と大内記述3の記述内容が、ともに一括請求の事案であり、それゆえ捏造にはあたらないとのことである。これは、論理的整合性を欠いた理由にならない理由である。調査委員らが、捏造の告発の趣旨を正確に理解した上で、かかる不合理な判断をしたことは、調査委員と控訴人のヒアリングにおけるやりとりからも明らかである。

25 2023年1月26日の控訴人に対するヒアリング調査において、大内記

述3の捏造の疑いの告発に関連して、調査委員と控訴人に間で次のやりとりがあった。

(甲54のタイムコード6分35秒～)

5 調査委員 …(前略)捏造はないこと、ないものについて立証する。かなり難しいことになる。実在しない事例を捏造した疑いがある。(中略) われわれの調査からはずしてよろしいでしょうかということですが。(後略) …

10 控訴人 それは研究不正の言葉の定義なので、私は…。一般的な言葉の、一般的な会話で捏造改ざんと言っているのと、研究倫理上の捏造改ざん、盗用とありますが、ちょっと違うと思う。私としては、これは研究倫理上ちょっと問題があるでしょうと。(略) 捏造改ざん、実在しないものをつくったか、あるいは実在するものを内容を歪めて、事実をゆがめてつくったか、そう考える余地があるんじゃないか。そう思ったので捏造改ざんという書き方をした。(中略) いまおっしゃった「はずしていいか」はよく

15 意味がわからないんですけども。

調査委員 調査して立証するのが結構たいへんだと思うので。

20 控訴人 それは大内さんに聞けばいいんじゃないですか。元データがあるかどうか。要するに実在する事例を調査して書いたのか、どうか、というのは大内さんが証明しなきゃいけない立場ではないでしょうかね、研究者として。(後略) …

調査委員 わかりました。

(甲54、55。下線は控訴人)

25 当該調査委員は、大内記述3の捏造の調査を調査対象からはずしたい旨を述べ、控訴人に同意を求めている。控訴人はそれを拒絶し、告発内容を説明し、調査委員は「わかりました」と答えている。調査報告書に記載された不合理な理由はこのヒアリング時のやりとりと整合しない。不正認定はしないとの結論をまず決め、それを正当化するために、意味不明の「一括請求」を口実にして不問に付したものと強く推認される。

原告記述3を一括請求の事案であると理解する余地は皆無であり、原告はその点を質問されたこともない。また、大内記述3も、文章を読む限り一括請求と解する余地はない。もとより、大内による聞き取り調査が実存しない疑いがあるという告発であり、仮に両者の記述内容が「一括請求」であったとしても、聞き取り調査の実存が確認できない以上、捏造を否定する理由にはならない。もはや大学ぐるみの隠蔽工作といっても過言ではない著しく不合理で不相応な調査態様といえる。

3 小括

- 以上のとおり、武蔵大学調査委員会による調査のあり方は、
- 10 ・じっさいには公表されていないデータを公表したことによる事実の捏造
 - ・「10年前だから記憶や資料がない」といった不自然な弁明を信用できるとした経験則違反
 - ・記録上確認できない被調査者の発言を調査報告書に記載した捏造の疑い
 - ・盗用の疑いの調査であるにもかかわらず、文章の類似について相応の検討を
 - 15 しないという調査義務懈怠
 - ・控訴人と大内の示談内容や版元の著作販売措置などの不正認定につながり得る事実を故意に排斥
 - など、およそ調査の名に値しないずさんさであり、文科省ガイドラインや諸規程に照らして、明らかに著しく不相応で不合理なものであった。

20 第5 原判決の誤り

1 被告らの調査は著しく不相応だった

- 被告らの調査について原判決は「その方法や判断内容について、同規程に基づいて研究不正行為の調査をする権限の趣旨に明らかに背いて判断をしたと認められるような事情は見当たらない」と判断している。しかしながら、すでに述べて
- 25 きたとおり、被告らの調査態様や結果は著しく不相応なものであり、かかる判断は誤りである。被告らの調査にみられる問題点を整理して列記する。

- ・控訴人と大内の示談交渉の経緯を検討材料として考慮しない。
 - ・大内記述1の出版元が出庫停止・販売停止措置を取った経緯を検討材料として考慮していない。
 - ・依拠性を認める説明をしているにもかかわらず、適切な引用かどうか検討
- 5
- をしていない。
 - ・類似性に関する剽窃判定ソフトの判定結果を恣意的に無視。
 - ・じっさいには公表されていない回収データを公表されているものと事実認定。
 - ・「選択」記事を読んでいないとする大内の弁明について、一貫性がなく不自然であるにもかかわらず、信用性があるものと事実認定した。
- 10
- ・奨学金問題対策全国会議が設立される以前に控訴人が公表した原告記述2と大内記述2の文章表現の類似について、ともに全国会議に所属して活動していたから不自然ではないとする論理的に矛盾する判断を行った。
 - ・大内記述1と原告記述1との文章表現の類似について調査報告書は何ら言及しないまま、不正ではないとの判断を行った。
- 15
- ・事例の捏造の疑いについて、じっさいは大内聞き取り調査を行ったことを証明する客観証拠が存在しないことを確認しながら、資料保存を義務づけた研究倫理規程の解釈をゆがめて正当化し、また「一括請求」に関する記述であるからといった論理的整合性のない理由で不正ではないと判断した。
 - ・証明責任を被調査者に負わせた文科省ガイドラインや諸規程を無視または
- 20
- 著しく誤った解釈のもと、大内が客観資料をもって疑義を晴らすことができているにもかかわらず調査を打ち切り、不正認定を行わなかった。
- 被告らによるこうした調査の態様が、文科省ガイドラインや諸規程が定める誠実調査義務に反し、研究不正行為の調査をする権限の趣旨に明らかに背いたものといえ、告発人でありかつ盗用の被害者である控訴人の期待権を侵害して不
- 25
- 法行為を構成することは明らかである。

2 情報開示義務

(1) 中京大学

中京大学研究不正防止規程20条8項は、文科省ガイドラインを踏まえて「倫理委員会は本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者及び被告発者員通知する。このときには、配分機関や告発者の求めがあったときに開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする」と定めており、調査機関に対し、予備調査結果資料の告発者への開示義務を一定程度課している。原判決は、研究者の公にしていな研究上の秘密情報や研究機関の業務遂行上開示することが相当でない情報も含まれ得るとして、被告梅村学園が予備調査報告書以外の資料を開示しなかったことに違法はないと判断した。しかしながら、少なくとも大内から提出された意見書1～3、控訴人が提供した文書や控訴人の発言内容を記録した文書、本訴訟に証拠提出された調査記録は、これを開示してもプライバシー侵害や業務遂行上の支障が生じるおそれはない。

予備調査報告書のみでは公正な調査がなされたのか否かの判断が難しいことは明らかであり、仮に意見書等を開示することによる不利益が生じたとしても、開示することによって得られる利益が優越する。よって被告梅村学園の情報開示義務にかかる原審の判断は誤りであり、さらなる情報の開示義務がある旨判断を見直すべきである。

(2) 武蔵大学

文科省ガイドラインを踏まえて制定された武蔵大学研究不正防止規程30条1項は、特定不正行為の認定を含む本調査の結果について告発者等に通知することとしている。原判決は、本件調査報告書等の開示義務を負うものとは解されないと判示するが、誤りである。文科省ガイドラインや規程に基づく研究不正防止制度は、それが公正に運用されることを前提としている。公正な制度運用を担保するには一定の情報公開が不可欠である。結果通知のみでは公正な調査がなされたのか否かの判断が難しいことは明らかである。したがって、文科

省ガイドラインが定める「調査結果の通知及び報告」は、単なる通知にとどまらず、調査報告書の開示をも義務付けているというべきである。

- 予備調査においては、本調査をせずに調査を終了した場合は関係者の求めに応じて資料を開示するよう定めている。予備調査を経て本調査を行った場合に
- 5 なんら情報開示をしなくてよいというのでは不均衡である。

- 調査報告書を控訴人に開示することでプライバシー侵害等の問題が生じるおそれは皆無であった。仮に規程上の開示義務がないとしても、調査報告書の開示によって失われる利益はないか、あっても些少であり、開示することによって得られる利益が優越することは明らかであるから、研究不正防止制度の趣旨
- 10 ・目的を踏まえれば、すくなくとも信義上の開示義務はあるというべきである。

以上のおり、情報開示義務にかかる原審の判断は誤りであり、被告梅村学園は、控訴人に対し調査報告書等を開示する義務義務がある旨判断を見直すべきである。

15 第6 武蔵大学による名誉棄損について

- 原判決は、武蔵大学による調査結果の公表文（甲12、「本件記事」という）によって控訴人の社会的信用を低下させ、名誉棄損による不法行為が成立すると
- 20 の控訴人の訴えについて、「(前略) 本件記事を閲覧した一般の閲覧者は、武蔵大学の教員の著作物に盗用等の告発があり、調査の結果、盗用等には当たらないと
- 25 いう結論に至ったものの、被告武蔵学園としては、当該著作物は故意によらない誤りが存在し、当該教員に研究不正の疑いが生じたことは遺憾であって、調査に当たって多くの関係者に迷惑をかけたことを謝罪するものと理解するのが通常であって、告発者による告発が不当なものであったことを適示するものと理解するとは認められない」(原判決26頁)などと判断している。しかしながら、公表
- 文中「調査にあたり、多くの関係者の皆様に迷惑をおかけたことをお詫び申し上げます」との記述の文意は、「関係者」に控訴人が含まれるかどうかで意味が異

なるのであり、その点を看過している。「関係者」に控訴人が含まれるのであれば、控訴人に対しても「お詫び」をしていると解することができるが、逆に含まれていなければ、控訴人が「迷惑」をかけた側、原因を作った側に位置づけられる。

- 5 そして、本件記事を、通常の閲覧者が通常の読み方をした場合、「関係者」のなかに告発者なりインターネットで調査の事実を公表していた者、すなわち控訴人は含まれないと解するのが自然である。すなわち、控訴人が理由のない告発を行ったために控訴人以外の関係者に多大な迷惑をかけた、したがって控訴人以外の関係者にお詫びしたい、との趣旨に自然に理解される。
- 10 事実として、被告武蔵学園（武蔵大学）が本件記事を作成するにあたり、「関係者」に控訴人を含まない趣旨であったことは明らかである。控訴人は2020年7月ごろ、武蔵大学に対して「関係者」とは控訴人も含むとの趣旨かどうかをメールで問い合わせたが、無回答であった。また武蔵大学なり大内から個別に「お詫び」の意を伝えられた事実もない。さらに、原審において被告武蔵学園は、
- 15 「関係者」に控訴人が含まれるのかについての釈明に対する回答を拒否した。これらの事実は、「関係者」が控訴人以外の者を指す意図で用いられていることの証左である。

- 本訴訟で詳細に述べてきたとおり、控訴人の告発内容は理由のあるものであり、本来であれば不正が認められて然るべきである。少なくとも、盗用等の被害にあ
- 20 い、さらに告発や調査に協力することで「迷惑」を被った「関係者」の一人として、「お詫び」を受ける立場にあった。本件記事は、その控訴人が、理由なき告発を行い、控訴人以外の多くの関係者に「迷惑」を生じさせたとする事実無根の
- なお原判決は、本件記事は控訴人が不当な告発を行ったとの適示はないと判示しているが、文科省ガイドラインや規程の定める悪意ある告発に該当しないとい
- 25 うにすぎず、悪意まではないとしても理由のない告発によって、控訴人以外の多くの関係者に迷惑をかけたとの事実無根の事実を適示し、不特定多数の者に閲覧

させたといえ、本件記事によって控訴人の社会的評価が不当に低下したことは明らかであり、名誉棄損による不法行為が成立する。

第7 研究不正調査制度への悪影響

5 人文系の研究不正で最も多いのが盗用である（甲43）。大内記述1・2が典型的な盗用と疑うべき事案であることは研究者であれば誰でも一見してわかることである。また、大内の弁明状況を踏まえれば、別の研究機関であれば不正と認定されて然るべき事案である。このことは高知県立大学の事例に照らしても明らかである（甲51、52）。

10 1 高知県立大学の事例

高知県立大学教授（以下「訴外教授」という）の論文に、先行して発表された別大学の学生の学位論文と類似した記述が多数あったことから、告発を端緒として、文科省ガイドラインを踏まえて制定された学内規程に基づく調査によって盗用に該当するとの認定がなされた（甲29）。調査を受けた訴外教授は、
15 「先行研究の検討のうえで…（中略）…の分析・考察を行うスタイルを採っている関係上…（中略）…の先行研究の論文と重なることは、偶然の一致ではございません」などと弁明したが（甲29・7頁）、アイセンティケイトでの判定で特定箇所に類似が集中していることが判明したり、調査委員の閲覧による検討によって、論文中、どの部分が調査対象者の独自見解なのかを区別して読めない部分があったことから、先行研究のアイデアが調査対象者独自のものであると閲覧者に認識されうる点は否定できないなどとして、盗用に該当するとの判断がなされた。（甲29・11頁）

訴外教授は盗用の認定に伴って停職処分を受け、それを不服として処分の取り消しを求める訴訟を提起した。当該訴訟の争点となったのが盗用認定の妥当性であったが、
25 一審高知地裁は、盗用との認定とそれに伴う懲戒処分（停職3カ月）は妥当だとして請求を棄却し、控訴審でもかかる判断は維持された。

高知地裁判決は「盗用」との認定が妥当だとする理由として次のように判示している。

「原告論文は、その多くの部分が■（先行論文の著者＝控訴人注）論文の引用ないし要約となっているというほかないところ、その結果、■論文の考察等が、原告論文における原告独自の考察等であると認識させるものとなっており、原告論文は、適切な引用表示をすることなく先行論文である■論文を流用しているから「盗用」に当たる」

（甲 5 1 ・ 1 6 ～ 2 0 行目）

そして、懲戒処分についても次のように判示している。

「…ほかの研究者の論文の内容を適切な表示なく流用することは、ほかの研究者の業績とこれを流用した研究者による研究成果との区別を不可能ないし著しく困難なものとし、流用した研究者による研究成果ではないものまで同人の研究成果であるかのような外観を作出する行為であるが、そのような行為が行われれば、ほかの研究者の業績を奪うことになったり、流用した研究者の研究実績でないにもかかわらず、同人の研究実績として不当に評価されることとなったりするものである。このように「盗用」が研究分野において許されない行為であることはいうまでもなく、ガイドラインが設けられ、学生に対しても注意喚起が行われていることもその現れであるといえる。それにもかかわらず、原告は、適切な引用を行わず、「盗用」に該当する行為を行ったものであるばかりか、自らの行為が「盗用」に当たることを認めていない。

以上のような事情に照らせば、停職 3 か月とした本件懲戒処分は、被告（高知県立大学法人＝控訴人注）の裁量の範囲内の処分として、相当なものといえることができる。」

（甲 5 1 ・ 1 0 ～ 2 3 行目）

大内記述 1 及び大内記述 2 等が、それぞれ原告記述 1 及び原告記述 2 の引用もしくは要約というべきものであることは明らかである。そして適切な引用が

されておらず、読者は大内独自の考察であると誤認し得るという点で、高知県立大学の事案と構図が共通し^て入^りている。

2 支離滅裂な弁明を被告らは擁護した

大内の被告らに対する弁明状況は支離滅裂であり、破綻している。控訴人と
5 の示談交渉のなかで謝罪・訂正からなる和解案を申し出たが、これは大内が正直に非を認めた結果である。また、朝日新聞出版社が『奨学金が日本を滅ぼす』の出庫停止・販売停止措置をとったのも、社会通念に照らして盗用・剽窃に該当し得るとの判断^をした結果である。

大内が被告らに提出した意見書や弁明書は、たしかに頁数は多く一見詳細に
10 みえる。しかしその内容は多々根拠の抜け落ちがあり、かつ矛盾に満ちている。盗用したことをごまかそうと縷々場当たりの言い訳を重ねているうちに大部になったにすぎない。そして、いったんは示談において非を認めた大内の言動を黙殺し、事実上の絶版になった事実をも黙殺し、大内のその後の五月雨式の矛盾に満ちた数々の弁明のなかから、ただひたすら不正を否定するための口実
15 を集めた被告らの調査態様は、非科学的で、およそ学校法人たる高等教育機関にあるまじき、おそろべきずさんさなものであった。

研究不正の調査を被調査者の所属する研究機関に委ねているのは、学問の自由や大学の自治を尊重する観点からである。その自治の趣旨をはきちがえ、不正を不正ではないとして見逃すという、本件各調査にみられるような恣意的で
20 不合理、不誠実な調査がいったん許されてしまえば、もはや研究公正の制度は無意味となり、曲学阿世の徒の跋扈を許し、研究者や大学の社会的信用失墜につながり、ひいては学問の自由を脅かすなど社会に深刻な悪影響を及ぼす事態になりかねないのは自明である。

当裁判所に対し、こうした本訴訟の社会的意義をくみとった慎重な審理を求
25 める次第である。

以上